

令和5年度「知」の集積による产学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業に係る企画競争応募要領

1 総則

「知」の集積による产学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業（以下「事業」という。）に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 事業内容

事業の内容は、別添「企画作成のための仕様書」のとおりとする。

3 事業の実施期間及び委託費の限度額

- (1) 事業の実施期間 契約締結の日から令和6年3月4日（月）まで
- (2) 委託費の限度額 1件当たり8,000千円（消費税及び地方消費税含む）以内
なお、本事業は令和5年度政府予算案に基づくものであるため、予算成立が前提となる。今後、予算成立までの過程で変更等があり得ることをあらかじめ御承知願いたい。

4 応募資格

応募資格は、「知」の集積と活用の場の研究開発プラットフォームのプロデューサー又はプロデューサーの推薦を受けた者を事業実施責任者（プロジェクトリーダー）としたプロジェクトチームとする。

プロジェクトチームは、次の（1）～（5）の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 法人格を有する代表機関が選定されていること。代表機関には経理事務を行う能力があること。
- (2) 代表機関は、令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者であること。（競争参加資格のない者は、企画書提出までに競争参加資格の申請を行い、4月20日（木）までに競争参加資格を取得すること。）
- (3) 代表機関は、農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にしていること。また、一つの手続きにつき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが整備されていること。
- (5) プロジェクトチームのメンバーが、「知」の集積と活用の場産学官連携協議会の会員であること。

なお、「知」の集積と活用の場産学官連携協議会の入会申込みについては、「知」の集積と活用の場産学官連携協議会事務局のHP（<https://www.knowledge.maff.go.jp>）で確認のこと。

なお、複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、事業実施責任者（プロジェクトリーダー）を決め、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員

が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要があり、全構成員の中から代表機関を選定し、代表機関は本委託事業に係る企画書等の提出及び事業の委託契約手続を行うものとする。

構成員は、上記（1）から（5）の要件に適合している必要があり、本企画競争において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

契約候補者に決定した場合は、規約書等（写し）を契約締結前までに提出すること。

5 公募説明会の開催

（1）日 時：令和5年3月16日（木）15時から

（2）場 所：オンライン開催（Webex を予定）

事前に参加申し込みを受け付け、会議のURLを送付する。

なお、応募に際して説明会への参加は必須ではない。

6 参加表明書に関する事項

「企画競争参加表明書」（別紙様式1）を作成し、7の「提出書類」と併せて提出すること。

7 提出書類

（1）令和5年度「知」の集積による产学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業に係る企画書（別紙様式2）

（2）経費内訳書

令和5年度の事業を実施するために必要な経費のすべての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した内訳書を提出すること。

なお、共同事業体の場合は、構成員毎の内訳書を提出すること。

内訳書の作成に当たっては、各経費の単価・員数を明示して、全ての経費について積算の根拠がわかるようにすること。

（3）プロジェクトチームの概要がわかる資料

① 事業実施責任者（プロジェクトリーダー）及び代表機関（共同事業体の場合は構成員を含む）の概要がわかる資料（事業実施責任者（プロジェクトリーダー）が所属する研究開発プラットフォームの管理運営機関等が代表機関となる場合は、該当研究開発プラットフォームの概要又は届出関係書類の写しで可）。

② 事業実施責任者（プロジェクトリーダー）が「知」の集積と活用の場の研究開発プラットフォームのプロデューサー以外の場合、所属又は連携する研究開発プラットフォームのプロデューサーからの推薦状。共同事業体の場合も同様とする。

（4）令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格の資格審査結果通知書の写し（共同事業体の場合は、全構成員について提出が必要）。

申請中の場合は申請したことがわかる書類を提出するとともに、4月20日（木）までに競争参加資格を取得し、写しを提出すること。

（5）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユ

ースエール認定企業)を代表機関が受けている場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況のわかる資料を提出すること。

また、代表機関が女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下)であって、行動計画(計画期間が満了していない)を策定し且つ当該計画が労働時間等の働き方に係る基準を満たしている場合は、当該行動計画の写しなどの策定状況がわかる資料を提出すること。

8 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限：令和5年4月13日(木)12時まで

(2) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒305-8601 茨城県つくば市観音台2-1-9

農林水産省農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター

総務課用度係 電話029-838-7217

(3) 企画書等の提出場所及び企画書等の作成に関する問い合わせ先

〒305-8601 茨城県つくば市観音台2-1-9

農林水産省農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター

コーディネーション推進課

担当者 渡部桂子 電話029-838-7229

(4) 提出方法

原則、電子メールにより提出すること(詳細は別添のとおり)。

電子メール以外で提出する場合は、PDFファイルを電子媒体(CD-R又はDVD-Rとし、ウイルス対策を行うこと)に格納し、件名及び代表機関名を表示の上、提出すること。なお、郵便・信書便で提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

(5) 提出に当たっての注意事項

① 持参により提出する場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。

提出期限である4月13日(木)は9時から12時までとする。

② 郵送等による提出は認めるが、提出期限までに農林水産省農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターコーディネーション推進課に到着しなかつた場合は無効とする。

③ 提出された書類はその事由のいかんにかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

④ 提出された企画書等は、非公開とする。

⑤ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。

9 審査の実施

(1) 令和5年度「「知」の集積による产学研連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業の企画審査について」(別紙)に基づき、提案について書面による審査によりポイント付けを行い、ポイントの高い順に採択優先順位を定め予算の範囲内で契約候補者を選定する。

審査委員会による指摘等があった場合には、指摘等を反映した申請書類を提出させることがある。なお、この場合にあっても、ポイントの変更は行わないものとする。

(2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

10 契約の締結等

支出負担行為担当官農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター長は、契約候補者から提出された企画書の金額が、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結又は変更する。

ただし、事業の進捗状況などにより、事業の目的を達成することが著しく困難であると判断した場合等には、年度途中でも事業を変更又は中止することができる。

11 その他

- (1) 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画書等は、提出者に無断で使用しない。
- (3) 企画書等の提出者の「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙様式3)については、「企画競争参加表明書」(別紙様式1)の提出をもってこれに同意したものとする。